

各関係介護保険事業者 殿

徳島県保健福祉部長寿保険政策局長  
( 公 印 省 略 )

平成23年度「介護サービス情報の公表」事業について(通知)

日ごろは、介護保険事業の推進について格別の御理解・御協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、介護サービス情報の公表制度では、徳島県の基準日となる毎年1月1日から前1年間に於いて介護報酬支払実績が100万円以上の事業所について、翌年度に基本情報項目の報告・公表及び調査情報項目の報告・調査・公表が義務となっており、制度の運営経費として手数料負担をお願いしているところです。

しかし、昨年11月に厚生労働大臣の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会から、「手数料によらずに運営できる制度へと変更すべきである。」との意見があり、これを受け、厚生労働省では、平成24年度の次期介護報酬改定時の制度改正に向けて、平成23年の通常国会において法律の改正を予定しているところです。

本県における平成23年度の事業運営につきましては、制度改正前ではありますが、事業者の負担軽減を図る観点から、次のとおり経過運用により実施いたしますので、御理解・御協力をお願いします。

また、貴法人内の各介護保険サービス関係の施設・事業所にこの旨の御連絡をお願いします。

なお、平成24年度の事業運営については、決定次第連絡させていただきます。

【平成23年度の経過運用】

- ・既存事業者については、報告・調査・公表を一時停止します。
- ・新規事業者については、基本情報のみ報告の対象とします。
- ・新規事業者の報告・公表については、国が暫定的に設置する公表システムサーバー（以下「暫定サーバー」という。）を通して、県はインターネットにて報告を受け、暫定サーバーを通じ公表します。
- ・既存事業者の平成22年度分の事業者情報については、国の暫定サーバーにおいて公表を継続します。（ただし、暫定サーバーが運用開始されるまでの間は、県設置サーバーにより公表）

現行制度と平成23年度経過運用の比較

対比項目	現行制度	平成23年度経過運用
手数料	既存事業者は年1回公表及び調査手数料、新規事業者は公表手数料の負担義務がある。	手数料負担がない。
実施主体	県が調査・公表機関として県社協を指定し、県社協が業務を行う。	県が直接業務を行う。
公表サーバー	県が設置しているサーバーを通して公表する。	国が設置する暫定サーバーを通して公表する。
既存事業者の報告等	既存事業者は年1回報告、調査の義務がある。	既存事業者の報告、調査、公表を一時停止する。
新規事業者の報告	新規事業者は報告義務がある。	同左